

【軽自動車税】

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対して課税されます。

■納税義務者

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人

■申告手続き

軽自動車等を取得または譲り受けた場合や主たる定置場を金山町内に移転した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車または譲渡した場合は30日以内に以下の場所で申告手続きをしてください。

(注) トラクターなどの農耕用小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも乗用装置があるものは申告が必要です。

車種の区分	申告先
原動機付自転車（50～125cc）・小型特殊自動車	金山町役場町民税務課税務係 TEL 52-2111
軽自動車・二輪車（126cc以上）	(社)山形県自家用自動車協会最上支部 TEL 22-9850

■税額

	車種	排気量および用途	税額	
原動機付自転車	ア 車輪数による制限なし (ウに掲げるものを除きます)	50cc以下	1,000円	
	イ 二輪のもの	50cc超 90cc以下	1,200円	
		90cc超	1,600円	
	ウ 三輪以上のもの(ミニカー)		2,500円	
軽自動車	ア 二輪のもの(側車付きのものを含む)	125cc超 250cc以下	2,400円	
	イ 三輪のもの	660cc以下	3,100円	
	ウ 四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円
			自家用	7,200円
		貨物用	営業用	3,000円
			自家用	4,000円
エ 専ら雪上を走行するもの		2,400円		
小型特殊	ア 農耕作業用		1,600円	
	イ その他のもの		2,400円	
二輪の小型自動車		250cc超 定格出力による制限なし	4,000円	

■身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

一定の身体障がいなどがある人が所有し、使用する軽自動車（1人1台に限る）については、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、納期限の7日前までに申請が必要です。

・必要なもの 身体障がい者等の手帳、運転免許証、車検証

※軽自動車税の減免を受ける方は、自動車税（県税）の減免を受けることができません。

【住民税】

住民税とは、町民税と県民税の両方をいい、個人が負担するものと法人が負担するものと別れています。

■個人の住民税

Q 課税される人は？

A 毎年1月1日現在で金山町に住所がある人に、前年の所得に応じて課税されます。

Q 申告は？

A 個人の住民税は、町が税額を計算し、納税していただく仕組みになっています。適正な課税を行うために、住民税申告書を提出していただいています。

■申告が必要な人

原則的に毎年1月1日現在で金山町に住所がある人は申告が必要です。前年の所得がない場合でもその旨の申告が必要です。ただし、下記の要件に該当する人は申告する必要がありません。

・申告する必要がない人

① 所得税の確定申告をする人

② 前年の収入が公的年金のみで、支払者から町へ支払報告書が提出される人

③ 前年の収入が給与のみで、支払者から町へ支払報告書が提出される人

※ ただし、支払報告書が提出される人でも、各種の控除（医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除など）を受けようとする場合は申告が必要です。

【国民健康保険料】

国民健康保険に加入している人に課税されます。医療保険分、後期高齢者支援金分は国保加入者全員が対象となり、そのうち40～64歳の人については介護保険分が加算されます。①～④の合計額がその年度の国民健康保険料額となります。算出方法は次のとおりです。

区 分	内 容	医療分 (A)	支援金分 (B)	介護分 (C)	国保料額
①所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算	5.6%	2.2%	1.7%	A+B+C
②資産割	世帯の加入者の試算に応じて計算	20.0%	15.0%	8.0%	
③均等割	世帯の加入者数に応じて計算	20,000円	7,000円	8,000円	
④平等割	一世帯にいくらと計算	21,600円	9,600円	6,000円	

※ 料率は平成23年度のものです。

■国民健康保険料の減額（軽減）について

世帯主とその世帯に属する被保険者の前年中の所得が一定の基準以下の場合、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を減額します。

減額の対象世帯	減額割合
世帯主とその世帯に属する被保険者及び 特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等	(被保険者均等割額+世帯平等割額)の 合計額×下記の割合
イ 33万円以下の世帯	7割
ロ 33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者 +特定同一世帯所属者の数)以下の世帯	5割
ハ 33万円+(35万円×擬制世帯主を除く被保険者 +特定同一世帯所属者の数)以下の世帯	2割

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合や、後期高齢者医療の被保険者となった日の属する月以降5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

【固定資産税・都市計画税】

■固定資産税

・納税義務者

1月1日現在、固定資産税（土地、家屋および償却資産）を所有している人に課税されます。
所有している人とは、

○土地については、登記簿または土地課税台帳

○家屋については、登記簿または家屋課税台帳

○償却資産については、償却資産課税台帳

に所有者として登記または登録されている人です。

※ 償却資産の登録：金山町に事業用の償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。

■都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整備事業に要する費用に使われる目的税です。

・納税義務者

毎年1月1日現在、都市計画税の課税区域に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。

・納税の方法

固定資産税とあわせて納めます。

■税額の計算方法

固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4％）

都市計画税額＝課税標準額×税率（0.15％）

■家屋の新築・増築・取り壊しのご連絡を忘れずに

家屋を新築・増築・取り壊した場合や、その予定がある場合はご連絡ください。取り壊しのご連絡がない場合は、翌年度以降も固定資産税が課税されるおそれがあります。

【町税の納期と納付方法】

■町税等の納期限一覧表

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険料 (普通徴収)
5月末		1期	1期	
6月末	1期			
7月末		2期		1期
8月末	2期			2期
9月末		3期		3期
10月末	3期			4期
11月末		4期		5期
12月末	4期			6期
1月末				7期
2月末				8期

※ 納期限の日が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。

■納期まで忘れずに納めましょう！

納期限から20日を過ぎても納付されない場合は、督促手数料が加算されます。

また、金額と延滞日数によっては、延滞金が加算される場合もありますので、納期限を十分ご確認のうえ、納期限内納付を心がけましょう。

■納税は便利な口座振替で

口座振替を利用すると、納期ごとに口座から自動的に振り替えますので、直接窓口へ出向く必要がなく、納め忘れもありません。

残高不足などのため、振替不能になった場合、「口座振替不能通知書」を郵送しますので、役場出納室または金融機関窓口で納付してください。

■口座振替が利用できる金融機関

金 融 機 関		申し込み手続き					
<table border="1"> <tr><td>荘内銀行</td></tr> <tr><td>新庄信用金庫</td></tr> <tr><td>金山農業協同組合</td></tr> <tr><td>山形銀行</td></tr> <tr><td>ゆうちょ銀行</td></tr> </table>	荘内銀行	新庄信用金庫	金山農業協同組合	山形銀行	ゆうちょ銀行	左記の金融機関の 本店・支店の口座	① 金融機関に備え付けている「金山町町税等預金 口座振替依頼書」でお申し込みください。 ② 申し込みの際は、預貯金の通帳と届出印をお持 ちください。
荘内銀行							
新庄信用金庫							
金山農業協同組合							
山形銀行							
ゆうちょ銀行							